平成２８年（フ）第５７７４号
東京都足立区古千谷本町２丁目14―20
債務者　人見　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７６号
東京都武蔵村山市大南５丁目55―１　Ｃａｓａ　ｓｏｌｅａｄａ　Ｂ101
債務者　眞田　昌宏
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７５号
東京都世田谷区等々力２丁目３－２―405
債務者　永井　雄大
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２６号
釧路市昭和中央３丁目46番10号　イズムＣ号室
債務者　畠山　朋子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３１７号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目１番36号　鎌倉山エレガンス笛田402
債務者　渡邊　　慎
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４００号
神奈川県大和市西鶴間５丁目７番12号　モナミコーポ103号
債務者　伊藤　勝男
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０３号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目20番20号
債務者　杉崎　　希
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５５号
横浜市泉区和泉町7143番地３　ラフォーレ101号
債務者　栗田　光志
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５３号
横浜市南区別所７丁目４番８号
債務者　杉山　泰司
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４３号
福島県いわき市常磐湯本町傾城67番地の291
破産者　光サービス合同会社
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４４号
千葉県木更津市請西１丁目25番６号　グリーンリーフ請西202
破産者　大竹　健二（旧姓門馬）
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３２２号
岐阜市北一色９丁目１番22号（ラスマイ北一色　Ａ号室）
破産者　吉田　茂富
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７号
岐阜県羽島郡岐南町下印食５丁目72番地の１
破産者　株式会社ヒューマンリンク
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２号
静岡県富士市南松野2953番地の５
破産者　株式会社ナカオ
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５０号
名古屋市熱田区八番２丁目19番９号　宝マンション六番町第五805号室
破産者　有限会社オカダラベル
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
神戸市中央区磯上通８丁目１番29号
破産者　株式会社テクノアドバンス
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１号
広島市中区袋町７番27号
破産者　有限会社フィールドグッズショップ
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５号
北九州市小倉北区真鶴１丁目６番22―103号
破産者　株式会社ＲＯＯＴＳ
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部